

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

道警察本部告示

○免許取得時講習実施規程.....	1
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	23
○原付講習実施規程の一部を改正する規程.....	23
○初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程.....	23
○違反者講習実施規程の一部を改正する規程.....	24
○高齢者講習実施規程の一部を改正する規程.....	24
○特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程.....	24

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第69号

免許取得時講習実施規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

免許取得時講習実施規程

免許取得時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4章の2の規定による免許取得時講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表第1の免許取得時講習実施基準に従い実施するものとする。

（講習の実施時期）

第3条 講習は、原則として運転免許試験合格後に実施するものとする。

（講習の方法）

第4条 大型車講習及び中型車講習の方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 運転技能実習コース及び道路での実技並びに普通教場での討議とし、講習指導員（以下「指導員」という。）は、規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）

が別表第1の免許取得時講習実施基準の大型車講習及び中型車講習及び別表第2の大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。

(2) 講習においては、別表第2の大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。

(3) 各講習項目における講習指導員の数は、別表第2の大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領に定める基準を満たすものとする。

(4) 次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う当該講習に応じた教習と合同で行うことができるものとする。

ア 危険を予測した運転

イ 危険予測ディスカッション

ウ 夜間の運転（運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。）

エ 悪条件下での運転（運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。）

(5) 使用する車両は、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えた教習用車両と同程度のものとし、大型車講習にあっては大型自動車（貨物自動車に限る。）、中型車講習にあっては中型自動車（貨物自動車に限る。）とする。

2 普通車講習の方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 運転技能実習コース及び道路での実技並びに普通教場での講義及び討議とし、指導員は、管理者が別表第1の免許取得時講習実施基準の普通車講習及び別表第3の普通車講習指導要領に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。

(2) 実技における指導員は、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準として行うものとする。

(3) 講習においては、別表第3の普通車講習指導要領に基づき課題を設定して行うとともに、指導員1名に対し3名以内の複数の受講者が同乗する方法により行うよう努めるものとする。この場合において、高速道路での運転に必要な技能については、国家公安委員会の型式認定を受けた運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

(4) 次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う当該講習に応じた教習と合同で行うことができるものとする。

ア 危険を予測した運転

イ 危険予測ディスカッション

ウ 高速道路での運転に必要な知識

エ 高速道路での運転に必要な技能

(5) 使用する車両は、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えた教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。

3 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 運転技能実習コースでの実技並びに普通教場での講義及び討議とし、指導員は、管理者が別表第1の免許取得時講習実施基準の大型二輪車講習及び普通二輪車講習及び別表第4の大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。
- (2) 講習においては、別表第4の大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領に基づき課題を設定して行うものとする。
- (3) 実技における指導員は、受講者3名以内に対し1名を基準として行うものとする。この場合において、指導員が2名以上になるときは、中心となる指導員を主任講習指導員(以下「主任指導員」という。)として指定し、主任指導員の指示により効果的な講習を行うものとする。
- (4) 次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う当該講習に応じた教習と合同で行うことができるものとする。
 - ア 危険を予測した運転
 - イ 危険予測ディスカッション
 - ウ 二人乗り運転に関する知識
 - エ ケース・スタディ(交差点)
 - オ 交通の状況及び道路環境に応じた運転(エのケース・スタディと併せて1時間行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができないときは、教習とは別に講習を行うよう配慮するものとする。)
- (5) 使用する車両は、AT限定大型二輪免許(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第24条第6項の表大型二輪免許の項に定めるAT限定大型二輪免許をいう。)を受けようとする者に対しては総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とし、小型限定普通自動二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.100リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通自動二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。

4 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の方法は次のとおりとする。

- (1) 運転技能実習コース及び道路での実技及び実習並びに普通教場での討議とし、指導員は、管理者が別表第1の免許取得時講習実施基準の大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習及び別表第5の大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習指導及び実施要領に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。
- (2) 講習においては、別表第5の大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。
- (3) 各講習項目における講習指導員の数は、別表第5の大型旅客車講習、中型旅客車講習

及び普通旅客車講習指導及び実施要領に定める基準により行うものとする。

- (4) 次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う当該講習に応じた教習と合同で行うことができるものとする。
 - ア 危険を予測した運転(観察教習(運転シミュレーターによる教習を含む。))及びイの危険予測ディスカッションと併せて3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング(同一の種類の免許に係るものに限る。)に限る。)
 - イ 危険予測ディスカッション
 - ウ 夜間の運転(運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。)
 - エ 悪条件下での運転(運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る(特定届出教習所にあつては、本項目の教習を公安委員会が適当と認める代替的教習の方法により行う場合は除く。))
 - オ 身体障害者等への対応
 - (5) 使用する車両は、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えた教習用車両と同程度のものとし、大型旅客車講習にあつては大型自動車(バス型とし、乗車定員が30人以上のものに限る。)、中型旅客車講習にあつては中型自動車(バス型とし、乗車定員が11人以上29人以下のものに限る。)、普通旅客車講習にあつては普通乗用自動車とする。
- 5 応急救護処置講習の方法は、次に定めるとおりとする。
- (1) 普通教場での講義及び実技とし、指導員は、管理者が第一種免許に係る講習については別表第1の免許取得時講習実施基準の応急救護処置講習(一)、第二種免許に係る講習については別表第1の免許取得時講習実施基準の応急救護処置講習(二)に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。
 - (2) 指導員は、受講者10名以内に対し1名を基準とする。
 - (3) 実技のうち、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ(胸骨圧迫)については、模擬人体装置を使用することとし、その割合は次に定めるとおりとする。
 - ア 応急救護処置講習(一)については、受講者4名に対して全身2体(全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。)とする。
 - イ 応急救護処置講習(二)については、受講者4名に対して全身2体(全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。)及び乳児1体の割合とする。
 - (4) 次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う応急救護処置に係る教習と合同で行うことができるものとする。
 - ア 応急救護処置講習(一)
 - イ 応急救護処置講習(二)
 - (5) 講習を実施するに当たり、指導員は、次に掲げる事項に留意して感染防止対策に万全を期するものとする。

- ア 実習前にうがい及び手洗いを実施させること。
- イ 模擬人体装置を使用して呼吸吹き込み実習を行わせる場合には、受講者に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼吸吹き込み用具を使用し実施させること。
- ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習を控えさせること。
- オ 実習後は、ディスプレイの交換、フェイスマスク及び気道部分の清掃など衛生面の配慮を怠らないこと。
- 6 講習と教習を合同で行おうとする場合は、当該教習に係る免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に行わせること。
- 7 講習に使用できる教材等は、次に定めるとおりとする。
- (1) 大型車講習及び中型車講習に使用する教本は、危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容としたもので、講習内容に即したものとす。
- (2) 普通車講習に使用する教本は、危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容としたもので、講習内容に即したものとす。
- (3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習に使用する教本は、危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容としたもので、講習内容に即したものとす、二人乗り運転に関する知識の講習に使用する視聴覚教材は、「自動二輪車の二人乗り～安全な乗り方～」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上のものとす。
- (4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習に使用する教本は、危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容としたもので、講習内容に即したものとす、身体障害者等への対応については、「身体障害者等交通弱者への対応」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上のものとす。
- (5) 応急救護処置講習に使用する教本は、第一種免許に係る講習については「応急救護処置」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上のもの、第二種免許に係る講習については「旅客自動車の運転者による応急救護処置」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上のものとす。
- (6) 応急救護処置講習に使用する模擬人体装置は、別表第1の免許取得時講習実施基準の応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二)の講習科目に対応したもので、次に掲げる基準に適合したものとす。
- ア 全身の模擬人体装置は、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）の手順を訓練することができるもので、次のいずれの機能をも有するものであること。

(ア) 気道確保

- a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。
- (イ) 人工呼吸
- a 呼吸吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。
- b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。
- c 呼吸が逆流しない構造であること。
- (ウ) 心臓マッサージ（胸骨圧迫）
- a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。
- イ 半身の模擬人体装置は、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

（講習会場の表示）

第5条 規則第26条の3第1項に規定する講習会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会が行う講習であることを明示するため、各会場の入口に「免許取得時講習会場 公安委員会」と看板等で表示するものとす。

（講習実施責任者）

第6条 規則第44条第3項の規定により委託書の交付を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとす。

2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

（講習計画の承認）

第7条 管理者は、受託に係る講習に関し、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部運転免許課長（北見方面本部にあっては交通課長。以下「本部主管課長」という。）と協議の上、免許取得時講習実施計画書（別記様式第1号。以下「講習計画書」という。）により年間の講習計画を策定し、毎年度2月末日までに翌年度の講習計画について規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により承認を受けた講習計画を変更するときは、講習計画書により速やかに変更の承認を受けなければならない。

（講習の受付）

第8条 規則第26条の5に規定する免許取得時講習受講申込書（以下「申込書」という。）の受付は、受託者が行うものとす。

2 受託者は、講習を受けようとする者から受講の申込みがあった場合は、本人であることを確認するとともに、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6第1項、第2項、第3項又は第4項に規定する講習免除者の該当の有無及び運転免許試験合格の有無

を確認し、講習免除者に該当しない者については、当該申込者に対し、規則第26条の5に定める免許取得時講習受講指定書により、講習の日時及び場所を指定してこれを受け付けるものとする。

(名簿の作成送付及び講習実施)

第9条 受託者は、前条の規定により受講の申込みを受付したときは、免許取得時講習受講申込者(受講者)名簿(別記様式第2号。以下「受講者名簿」という。)を作成するものとする。

2 受託者は、講習当日において、講習を実施する前に、受講者から講習手数料に相当する北海道収入証紙をはり付けた免許取得時講習受講申請書(別記様式第3号。以下「受講書」という。)を提出させるものとする。

3 受託者は、受講者名簿に基づき講習を実施した後、当該受講者名簿に講習の実施状況等を記載し、その写しを受講書とともに本部主管課長に送付するものとする。

4 本部主管課長は、前項の規定により送付を受けた受講者名簿と受講書を、別冊にして保管するものとする。

(荒天時における措置)

第10条 責任者は、講習実施日において、風雨、降雪等の荒天により講習を実施することが困難であると認めるときは、受講者の安全確保のため講習を中止することができる。この場合において、受託者は、当該受講者に対し後日、講習の日時及び場所を指定して講習を受講させるものとする。

2 第4条第1項第4号工及び第4項第4号工の講習は、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ることとする。

(免許取得時講習終了証明書の交付等)

第11条 道路交通法施行規則第38条第15項に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書及び応急救護処置講習(二)終了証明書(以下「終了証明書」という。)は、講習を終了した受講者に対し、講習会場において当該講習会場の管理者が交付するものとする。

2 受託者は、終了証明書を交付した者から終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の届出を受けたときは、当該届出者の受講の有無を確認し、終了証明書を再交付することができる。この場合において、受託者は、当該届出者から免許取得時講習終了証明書再交付申請書(別記様式第4号)の提出を求めるものとする。

3 前項の規定により再交付する終了証明書については、その右上部に「再交付」の文字を朱書きするものとする。

(講習実施上の留意事項)

第12条 指導員は、次の事項に留意の上、講習中の事故防止に努めるものとする。

- (1) 講習の開始前に、受講者に対し講習中の事故防止について必要な指示を行うこと。
- (2) 受講者の運転技量に応じた講習を行うこと。
- (3) 応急救護処置講習の実施に当たっては、感染対策に万全を期すこと。

2 指導員は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生日時及び場所、事故による負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた責任者は、速やかにその内容を本部主管課長に報告しなければならない。

(委託する事務の範囲)

第13条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導員の確保
- (2) 講習の受付
- (3) 受講者名簿の作成及び送付
- (4) 講習の実施に必要な施設、教材等の提供
- (5) 講習の実施
- (6) 終了証明書の作成及び交付(再交付を含む。)
- (7) 前各号の事務に付随する事務

(実施結果報告)

第14条 管理者は、毎月の講習実施結果を取りまとめ、翌月の5日までに、免許取得時講習実施結果報告(別記様式第5号)により、本部主管課長を経由して交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

(指導員の研修)

第15条 受託者は、指導員に対し随時必要な研修を行うものとする。

2 交通部長及び方面本部長は、交通事故の異常発生、交通安全運動等により運転者対策上必要があるときは、指導員の研修会を開催し、必要な研修を行うことができる。

(簿冊の備付)

第16条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 免許取得時講習指導員名簿(別記様式第6号)
- (2) 講習計画書
- (3) 受講者名簿
- (4) 免許取得時講習業務日誌(別記様式第7号)
- (5) 収支精算書(別記様式第8号)

(6) その他委託に関する関係書類

2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。ただし、収支精算書及びこれらに係る証ひょう書類については、5年間とする。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

別表第1（第2条関係）

免許取得時講習実施基準

1 大型車講習及び中型車講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	(1) 貨物自動車の特性を理解した運転	ア 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 イ 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 ウ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭において適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		(2) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとりえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ 危険の少ない運転行動の選び方 エ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	(3) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険の予測 エ より危険の少ない運転行動	実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条	実技	(4) 夜間の運転	ア 夜間における	夜間対向車の灯火	1

件下での運転			運転視界の確保の仕方 イ 夜間における道路交通に係る情報のとりえ方 ウ 夜間における運転の仕方	により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	
	(5) 悪条件下での運転	ア 積雪及び凍結道路の運転の仕方 イ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ウ 豪雨及び強風下での運転の仕方 エ 道路冠水の場合の措置	凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。		
合 計					4

2 普通車講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	(1) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとりえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ より危険の少ない運転行動の選び方	危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。	1
	討議	(2) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険の予測 エ より危険の少ない運転行動	実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1

高速道路での運転	講義	(3) 高速道路での運転に必要な知識	ア 高速道路利用上の心得 イ 走行計画の立て方 ウ 本線車道への進入 エ 本線車道での走行 オ 本線車道からの離脱	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	(4) 高速道路での運転に必要な技能	ア 高速走行前の車両の点検の仕方 イ 本線車道への進入 ウ 本線車道での走行 エ 本線車道からの離脱	高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合 計					4

3 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	(1) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとらえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ 危険の少ない運転行動の選び方	運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	(2) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険の予測 エ より危険の少ない運転行動	運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 (運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。)	1
	(3) 二人乗り運	ア 二人乗りに関す	自動二輪車の二人乗り	

実技・実車		転に関する知識	る法規制の内容 イ 二人乗りの運転特性	に関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
	(4) ケース・スタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験、観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 (運転シミュレーターを用いて行うことができる。)	1	
	(5) 交通の状況及び道路環境に応じた運転	ア 速度調整 イ 行き違い及び側方通過 ウ 追越し及び追い越され エ 制動の時期及び方法 オ 自由走行	道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 追越し及び追い越され方について理解させる。 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。		
合 計					3

4 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測し	実技	(1) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとらえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ 危険の少ない	交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通とのかわりと危険性を認識させなが	2

た 運 転	討 議	(2) 危険予測デ ィスカッション	運転行動の選び 方	ら、的確な危険予測 能力及び危険回避能 力を養わせる。	1	対 応			<ul style="list-style-type: none"> 子供や高齢者 が事故に遭い やすい場所 における保護 高齢者等の乗 車時等の対応 イ 身体障害者の 行動特性を理 解した運転行 動と対応 身体障害者の 保護 身体障害者の 乗降時の対応 	体障害者等の特性を 理解させ、様々な 障害に対応した介助方 法を習得させる。		
			ア 危険予測の重 要性 イ 走行中の危険 場面 ウ 起こり得る危 険の予測 エ より危険の少 ない運転行動	直前に行った実技 における危険場面等 を踏まえ、旅客を安 全に輸送するための 意見交換を行い、危 険予測能力の定着を 図る。								
	夜 間 の 運 転	実 技	(3) 夜間の運転	ア 夜間における 運転視界の確保 の仕方 イ 夜間における 道路交通に係る 情報のとらえ方 ウ 夜間における 運転の仕方	旅客輸送を想定 し、夜間対向車の灯 火により眩惑され ること其他交通の状 況を視覚により認知 することが困難にな ることを理解させ、 そのような状況下 における視界確保の 方法や安全な運転能 力を養わせる。							1
	悪 条 件 下 で の 運 転	実 技	(4) 悪条件下で の運転	ア 積雪及び凍結 道路の運転の仕 方 イ 濃霧、吹雪、 砂塵等で視界不 良の場合の運転 の仕方 ウ 豪雨及び強風 下での運転の仕 方 エ 道路冠水の場 合の措置	旅客輸送を想定 し、凍結の状態にあ る路面での走行など 自然環境下におけ る様々な悪条件を体 感させ、それに伴う 的確な危険予測及び 危険回避能力を養 わせる。							1
身 体 障 害 者 等 へ の	実 習	(5) 身体障害者 等への対応	ア 子供及び高齢 者の行動特性を 理解した運転行 動と対応 ・児童及び幼児 の保護 ・高齢者の保護	子供、高齢者、身 体障害者等の特性 を理解させ、道路 における危険予測 及び危険回避能力 を養わせる。 旅客となり得る身	1	合	計	6				

5 応急救護処置講習(一)

方式	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時間
講 義	(1) 応急救護処 置とは	ア 応急救護処置の 意義 イ 応急救護処置の 目的 ウ 応急救護処置の 内容	生命尊重の意識の高揚 を図るとともに、応急救 護処置の重要性について 理解させる。	1
	(2) 実施上の留 意事項	ア 適切な実施場所 の選定 イ 事故発生時の通 報 ウ 感染対策 エ その他の留意事 項	処置を実施する者の安 全確保と負傷者の状態の 悪化防止の観点から指導 する。	
	(3) 救急体制	ア 救急活動体制 イ 救急医療体制 ウ 交通事故による 負傷の特徴	交通事故発生時の救急 体制について具体的に説 明する。	
	(4) 応急救護処 置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法 （ア）気道確保	各項目において、最小 限必要な基礎知識につ いて、教本を用いて理解 させる。 AEDを用いた除細動	

		(イ) 人工呼吸 (ウ) 心臓マッサージ(胸骨圧迫) オ AEDを用いた除細動 カ 気道異物除去 キ 止血法	については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 心肺蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。	
実技	(5) 応急救護処置の基本	ア 応急救護処置の手順 イ 各手技の要点	指導員によるデモンストラクションにより行う。	2
	(6) 応急救護処置の実践	ア 負傷者の観察(意識) イ 負傷者の移動	肩をたたき、声をかけさせる。	
		ウ 体位管理 エ 気道確保 オ 負傷者の観察(呼吸)	回復体位を重点的に指導する。 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 気道確保しながら、胸の動き、呼吸及び呼吸音から判断することを強調する。	
		カ 人工呼吸 キ 心臓マッサージ(胸骨圧迫)(循環) ク 気道異物除去 ケ 止血法	成人の場合を重点的に指導する。 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル(2分間)連続して実施させる。 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
(7) まとめ	訓練の継続の実行と大切さ			
合		計		3

6 応急救護処置講習(二)

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	(1) 応急救護処置とは	ア 応急救護処置の意義 イ 応急救護処置の目的 ウ 応急救護処置の必要性 エ 応急救護処置の内容	生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	(2) 実施上の留意事項	ア 適切な実施場所の選定 イ 事故発生時の通報 ウ 感染対策 エ その他の留意事項	処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	(3) 救急体制	ア 救急活動体制 イ 救急医療体制 ウ 交通事故による負傷の特徴	交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	(4) 具体的な実施要領	ア 傷病者の観察 イ 傷病者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法 オ AEDを用いた除細動 カ 気道異物除去 キ 止血法 ク 包帯法 ケ 固定法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 心肺蘇生法の中止及び救命の連鎖について指導する。	
	(5) 各種傷病者に対する対応	ア 各種外傷に対する対応 イ 熱傷に対する対応 ウ 各種症状に対する対応	各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1

		エ 中毒に対する対応		
	(6) まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実技	(7) 傷病者の観察・移動	ア 傷病者の観察 イ 車内から車外に運び出す場合 ウ 路上に倒れている人を運ぶ場合	肩をたたき、声をかけさせる。	1
	(8) 体位管理	ア 傷病者に意識がある場合 イ 傷病者に意識がない場合 ウ ショックの場合 エ 呼吸困難の場合 オ 心肺蘇生法を行う場合	回復体位を重点的に指導する。	
	(9) 心肺蘇生法	ア 意識状態の観察と気道確保 イ 呼吸状態の観察と人工呼吸 ウ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）	頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 気道確保しながら、胸の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。 成人の場合を重点的に指導する。 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル(2分間)連続して実施させる。	2
	(10) 気道異物除去	ア 腹部突き上げ法 イ 背部叩打法		
	(11) 止血法	ア 出血の観察 イ 傷口の圧迫 ウ 包帯等の利用 エ 頭部及び顔面の止血 オ 効果的な止血法	直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

(12) 包帯法	ア 頭部の場合 イ 体幹部の場合 ウ 上肢・下肢の場合		1
(13) 固定法			
合		計	6

別表第2（第4条関係）

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転

講習細目	指導要領
(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	

(1) 講習の方法

- ア 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。
- イ 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上当たる部分の3か所に積み荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。
- ウ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。
- エ 講習中に貨物の積卸しを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。

(2) 講習指導員の数

本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。

(3) 使用車両

大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目に

については、中型自動車を使用して行うことができる。

2 危険を予測した運転

講 習 細 目	指 導 要 領
(1) 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因(情報)をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因(情報)ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕をもった回避行動を定着させる。
(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。

講 習 実 施 要 領

(1) 講習の方法

ア 観察学習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習をいう。以下同じ。)及びコメンタリードライビング(受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習をいう。以下同じ。)を行うこと。
また、観察学習についてのみ、複数講習(自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習をいう。以下同じ。)又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。
また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、集団講習(講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行うことをいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。

イ 上記の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。
ウ 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。
エ 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
(ア) 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
(イ) 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
(2) 講習指導員の数
観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記(1)アに基づく講習指導員数とする。

3 危険予測ディスカッション

講 習 細 目	指 導 要 領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。

講 習 実 施 要 領

(1) 講習方法

ア 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。
イ 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施

方法について工夫すること。
 ウ 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。
 エ 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

4 夜間の運転

講習細目	指導要領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切替え等夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

講習実施要領

- (1) 講習方法
 ア 日没後の道路における講習を原則とすること。
 イ ただし、上記アの方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの
 (イ) 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑、蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)
 ウ 上記ア及びイにより講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑、蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)講習方法により実施すること。
 なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。
 エ 本講習については、次のことに留意すること。
 (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの)を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース、坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

(ウ) 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)

(2) 講習指導員の数

- ア 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
 イ 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方	積雪及び凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等安全な走行方法について訓練させる。
(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等安全な走行方法について訓練させる。
(3) 豪雨及び強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
(4) 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。

講習実施要領

- (1) 講習方法
 ア 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。
 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。
 イ ただし、上記アの方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの
 (イ) スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド

- 講習」という。) (ウ) 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記アの方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)
- ウ なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合又はスキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細かく説明すること。
- (2) 講習指導員の数
 運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。
- (3) 使用車両
 大型車講習にあっては、大型自動車、中型自動車又は普通自動車を、中型車講習にあっては中型自動車又は普通自動車を使用すること。

別表第3(第4条関係)

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転(実技)

講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因のとらえ方	交差点、カーブでの走行や駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をさせる。	
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。	
(3) より危険の少ない運転行動の選び方	危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばれる。 (複数の受講者を乗車させている場合) 運転者以外の受講者に観察表に記載させるなどして、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のと	

らえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。

2 危険予測ディスカッション(討議)

講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛けること。	
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 高速道路での運転に必要な知識(講義)

講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通行して、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	
(4) 本線車道での走行	急ブレーキ、急ハンドルの回避、トンネルやインターチェンジ付近の走行の仕方、追越しの仕方等について理解させる。	

(5) 本線車道からの離脱	本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通りして一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	
---------------	--------------------------------------------------	--

4 高速道路での運転に必要な技能（実技）

講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両の点検の仕方	高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。 ① 燃料の量 ② エンジンオイルの量 ③ 冷却水の量及び漏れ ④ ファンベルトの張り具合及び損傷 ⑤ タイヤの溝の深さ	
(2) 本線車道への進入	次の事項について指導する。 ① インターチェンジの通行 ② 料金所付近のマナーと心得 ③ 本線車道の車両の確認 ④ 加速車線での加速 ⑤ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	次の事項について指導する。 ① 一定速度による走行 ② 走行車線での走行方法 ③ 車間距離の維持 ④ 車線変更 ⑤ 追越し ⑥ アクセルワークによる速度調節	・受講者の技量や交通状況等に応じて車線変更を積極的に行わせるなど、施設を十分に活用すること。
(4) 本線車道からの離脱	本線車道から減速車線、ランプウェイ等を通りさせ、一般道路へ流入させる。 ① 減速車線での走行方法 ② エンジンブレーキの活用 ③ 一般道路に応じた速度での走行	

別表第4（第4条関係）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）

講習細目	指導要領	備考
------	------	----

(1) 危険要因のとりえ方	受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の模擬体験走行を行う。	・運転シミュレーターを使用する。
(2) 起こり得る危険の予測	運転シミュレーターの危険場面を体験させ、指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数（3人以上）の受講者に交代で体験させる。 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断及び対応の仕方との違いを比較させて、よい部分を吸収させる。 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員は説明しないで、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション時に意見交換ができるよう、受講者に改善すべき点を見つけたしチェックしておくよう指導する。

2 危険予測ディスカッション（討議）

講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	・運転シミュレーター終了後に行う。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面及び指導員との運転の違いなどを抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明する。	
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを	

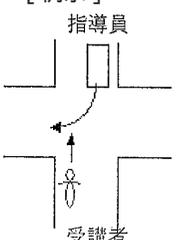
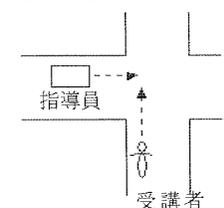
	理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 二人乗り運転に関する知識(講義)

講習細目	指導要領	備考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	教本、ビデオ等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	教本、ビデオ等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

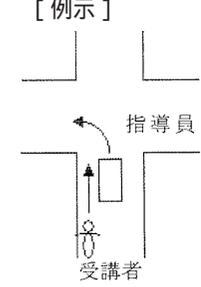
4 基本走行(実技)

(1) ケース・スタディ(交差点)

講習細目	指導要領	備考
特徴的事故の危険に対応した走行	車両等の設定はコースに応じ、停止状態、走行中等実施方法を工夫して行うこと。 コース内の交差点以外の場所で、同様な場面を設定し、実施してもよい。	• 運転シミュレーターで行うことができる。
ア 直進する場合	直進二輪車と右折四輪車(右直) (方法例) [例示] <ul style="list-style-type: none"> 直進二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。  <p>出合頭 [例示]</p>  <p>(方法例) • 二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。</p>	

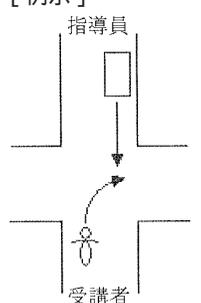
巻き込まれ防止
(方法例)
 • 四輪車(実車)の内輪差を確認させる。
 • 四輪車から見やすい位置に停止する。
 • 左折する四輪車に接近しない。

[例示]



イ 右折する場合

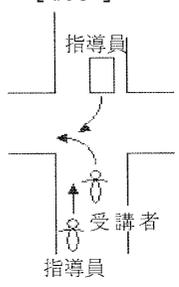
直進四輪車と右折二輪車
[例示]
(方法例)
 • (右直)と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。



ウ 左折する場合

対向右折四輪車又は並進する二輪車と左折二輪車
(方法例)
 • 左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。
 • 並進する二輪車を指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。

[例示]



(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転

講習細目	指導要領	備考

ア 速度調節	周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。
イ 行き違い及び側方通過	周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。
ウ 追越し及び追い越され	周回、幹線コースの連続走行により、追越しの判断、追い越しの方法及び追い越され方を指導する。
エ 制動の時期及び方法	周回、幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。
オ 自由走行	自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。 ・課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。 (指導例) 「直線狭路コース」、「屈折コース」及び「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。

別表第5（第4条関係）

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転

講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとりえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとりえさせ、これらの情報を取捨選択する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。

(3) 危険の少ない運転行動の選び方
入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。
旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕をもった回避行動を定着させる。

講習実施要領

(1) 講習の方法

ア 観察学習による講習及びコメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察教習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。

また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。

イ 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。

(ア) 観察学習を行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

(2) 講習指導員の数

観察学習及び上記(1)イの方法による本講習及び講習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。

なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。

(3) 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

2 危険予測ディスカッション（討議）

講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足し

	ている内容について指導員が説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講 習 実 施 要 領	
<p>講習方法</p> <p>(1) 講習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習項目1「危険を予測した運転」の講習方法における(1)イ(ア)及び(イ)の方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。</p> <p>(2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。</p> <p>(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。</p> <p>(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。</p>	

3 夜間の運転

講 習 細 目	指 導 要 領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切替え等夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

講 習 実 施 要 領

- (1) 講習方法
- ア 日没後の道路における講習を原則とすること。
- イ ただし、上記アの方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
- (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

- (イ) 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑、蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)
- (ウ) 本講習については、次のことに留意すること。
道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯(大型旅客車講習のみ)させて行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)
- ウ 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。
- (ア) 日没に近接した時間に行うこと。
- (イ) 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑、蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)
- (ウ) 本講習については、次のことに留意すること。
日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの)を使用すること。
また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。
- (2) 講習指導員の数
- ア 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- イ 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。
- (3) 使用車両
- 大型旅客車講習にあっては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)を、中型旅客車講習にあっては、中型自動車(バス型、11人以上29人以下)を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転

講 習 細 目	指 導 要 領
(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方	積雪及び凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等安全な走行方法について訓練させる。

様式第1号(第7条関係)

免許取得時講習実施計画書

年 月 日

公安委員会 殿

受託者(管理者)
所在地
氏名又は名称

印

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章の2による免許取得時講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

実施月日(曜日)	実施場所	講習予定 人員	講習体制		備 考
			指導員数	車両台数	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	
月 日()		人	人	台	

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第3号(第9条関係)

免許取得時講習受講申請書

年 月 日

公安委員会 殿

受講者

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる免許取得時講習を受講します。

講習区分	大型車講習	中型車講習	普通車講習	応急救護 処置講習 (一)	応急救護 処置講習 (二)
	大型二輪車 講習	普通二輪車 講習	大型旅客車 講習	中型旅客車 講習	普通旅客車 講習

収入証紙 ちょう付欄

- 注1 講習区分の該当欄を で囲むこと。
- 注2 北海道収入証紙は、講習手数料相当額をはり付けること。
- 注3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第4号(第11条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

免許取得時講習終了証明書再交付申請書

再交付を申請する 理 由	
受講の年月日	
受講の場所	

講習会場確認欄

終了証明書 発行番号	第 号
講習年月日	年 月 日
講習場所	

- 注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号(第14条関係)

免許取得時講習実施結果報告(月分)

年 月 日

公安委員会 殿

受託者(管理者)
所在地
氏名又は名称

印

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章の2による免許取得時講習を次のとおり実施したので報告します。

実施日(曜日)	実施場所	受講人員	実施体制		備考
			指導員数	車両台数	

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第6号(第16条関係)

免許取得時講習指導員名簿

承認番号・年月日		氏名	生年月日	解任年月日	備考
番号	年月日				
第号	・ ・		・ ・	・ ・	

第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	
第 号	・ ・			・ ・	・ ・	

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第7号(第16条関係)

免許取得時講習業務日誌

講習の日時	年 月 日	自 時 分 至 時 分	天 候
講習の場所			
講習指導員	以下 人		

受講人員	受講申込書 受講者 欠講者	人 人 人 (受講率 %)
使用車両		
特異事項 (事故発生時)		

そ の 他

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号（第16条関係）

収支精算書

（自 年 月 日）
（至 年 月 日）

1 収 入

科 目	金 額	摘 要

2 支 出

科 目	金 額	摘 要

年 月 日

名 称
代表者氏名



注 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察本部告示第70号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「大型免許」の次に「又は中型免許」を加える。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

北海道警察本部告示第71号

原付講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

原付講習実施規程の一部を改正する規程

原付講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。
第10条第1項中「第38条第16項」を「第38条第15項」に改める。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

北海道警察本部告示第72号

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程

初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「北海道警察本部」の次に「交通部運転免許センター」を加える。
別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第14条関係)

初心運転者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公安委員会 印	
下記の者に対して、初心運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生
免 許 証	番 号 第 号
	交付公安委員会 公安委員会
種 類	中型 普通 大型自動二輪 普通自動二輪 原付
	取 得 年 月 日 年 月 日
講 習 の 種 類	
講 習 を し ょ う と す る 理 由	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び第4条第1項第1号の規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第6条の規定により中型免許とみなされる普通免許を受けている者及び改正法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して準用する。この場合において、改正後の規程第2条及び第4条第1項第1号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と読み替えるものとする。

3 この規程の施行の際、現に改正前の初心運転者講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

北海道警察本部告示第73号

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第87号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号中「大型免許」の次に「又は中型免許」を加える。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

北海道警察本部告示第74号

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程

高齢者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第89号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項第1号中「大型免許」の次に「又は中型免許」を加える。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

北海道警察本部告示第75号

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

北海道警察本部長 樋口 建史

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第37条の6第2号」の次に「及び同第37条の6の2第1号」を加える。

第9条第1項第1号中「大型免許」の次に「又は中型免許」を加える。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

